



全日三重

Vol-294
2017.9.25

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 10-16

TEL059-351-1822 FAX 059-351-1833
<http://mie.zennichi.or.jp/>

賃貸取引に係るIT重説の本格運用開始について

国土交通省 土地・建設産業局 不動産業課

平成29年10月1日より、不動産の賃貸取引において、テレビ会議等のITを活用した重要事項説明（以下「IT重説」という。）の本格運用を開始することとしました。IT重説には、遠隔地に所在する顧客の移動や費用等の負担の軽減や重説実施の日程調整の幅が広がるなどの効果が期待されます。

IT重説とは

- ・宅地建物取引業法第35条に基づき宅地建物取引士が行う重要事項説明を、テレビ会議等のITを活用して行うもので、パソコンやテレビ等の端末を利用して、対面と同様に説明・質疑応答が行える双方向性のある環境が必要です。
- ・「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」において、一定の要件を満たしている場合に限り、対面による重要事項の説明と同様に扱うものと規定。（第35条第一項関係の2）

- ▶運用開始時期 平成29年10月1日（日）より
- ▶対象とする取引 **賃貸契約に関する取引に限定** ※売買取引については対象外
- ▶すべての宅地建物取引業者・宅地建物取引士についてIT重説の実施が可能（事前登録等は不要）

IT重説実施マニュアルについて

宅建業者が、適正かつ円滑に、賃貸取引に係るIT重説を実施するためのマニュアルを策定しましたので、実務にあたってはこちらを踏まえ実施してください。IT重説を実施する宅建業者が、行わなければならない事項の他、顧客対応にあたり、トラブルを回避する観点から実施することが望ましい対応等を示しています。

IT重説の実施に必要な機器に関する説明や、一定の要件を含めた遵守すべき事項、留意すべき事項、具体的な手順、工夫事例の紹介等を示していますので、適宜、必要な箇所を参照してください。

☞マニュアルは以下URLよりダウンロードしてください。

URL: <http://www.mlit.go.jp/common/001201030.pdf>

IT重説相談窓口について

賃貸取引に係るIT重説の本格運用にあたって、トラブル等に備えるとともに適正かつ円滑な実施に資するため相談窓口を設置します。IT重説に関わる相談については以下にご連絡ください。

中部地方整備局 建政部 建設産業課 TEL 052-953-8119

入場無料

平成29年 地域安全・暴力追放三重県民大会のご案内

(公財)暴力追放三重県民センター

- ❖日時 平成29年10月3日（火）
13:00～13:50 第一部
14:00～16:00 第二部
- ❖場所 三重県総合文化センター 中ホール
(津市一身田上津部田 1234)

- 第1部/式典（防犯功労表彰・大会宣言等）
- 第2部 基調講演、地域安全・暴力追放協賛アトラクション
 - (1)「社会で広がる不安やリスク、地域や社会で備えたい安全・安心生活術」
講師:セコム(株) 理事・コポレイト広報部長 安田 稔 氏
 - (2)特殊詐欺被害防止啓発劇(安土桃山文化村)
 - (3)三重県警察音楽隊演奏

【主催】(公社)三重県防犯協会連合会・(公財)暴力追放三重県民センター・三重県警察

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。